

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月27日提出

宇治市長 山 本 正

専 決 処 分 書

専決第3号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、家屋屋根破損事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 19,440円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名

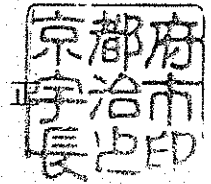
専決処分書

専決第5号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年6月7日

宇治市長 山本



損害賠償額の決定について

市は、道路上の事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 45,090円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名

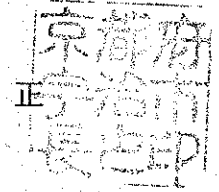
専 決 処 分 書

専決第6号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年6月13日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、道路上の事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 56,748円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名